新年号

一般社団法人

岩国法人会報

第16回 租税教育活動シンポジウム 岩国大会

（関連記事 本文14頁）

第101号

令和7年1月発行

目　次

新年のごあいさつ …… 3
令和6年度納税表彰・感謝状 …… 7
令和7年度税制改正に関する提言 …… 8
第16回 租税教育活動シンポジウム　岩国大会 …… 13
話題コーナー …… 16
税務署だより …… 18
研修委員会だより …… 21
地域社会貢献活動 …… 22
カメラレポート …… 23
青年部会コーナー
　第44回岩国法人会チャリティーゴルフ大会 …… 25
　第38回法人会全国青年の集い〈福井大会〉に参加して …… 25
　岩国税務署との座談会 …… 26
　「日米親善リレーマラソン2024in岩国」に参加して …… 26
　News Calendar …… 27

女性部会コーナー
　第14回「税に関する絵はがきコンクール」 …… 28
　第14回「税に関する絵はがきコンクール」受賞作品 …… 29
　第16回夏休み税ミナール探検隊 …… 30
　News Calendar …… 31

令和6年度「税に関する中学生の作文」優秀賞 …… 32

新年のご挨拶

一般社団法人 岩国法人会
会長 鈴木義治

会員の皆様、明けましておめでとうございます。皆様方には健やかな新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

昨年中は当会の事業活動に格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。ポストコロナと呼ばれる新しい時代を迎え、当会の事業活動も少しずつ変化してきましたが、法人会の原点である「税」に関する活動（税の提言活動、税の啓蒙活動、将来を担う学童に対する租税教育活動など）に軸足を置き、税務ご当局をはじめ各友誼団体との交流を図りつつ事業活動を展開しております。

さて、税務ご当局におかれましては、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）」を最重要課題と位置付けて、デジタルを活用した国税手続や業務の見直しを推進され、これによって、納税者利便の向上を図るとともに、経済取引のデジタル化を通じた社会全体の生産性向上に貢献することを目指す一方で、現金納付から脱却することにより事業者の利便に資するだけでなく社会全体のコストを削減することができるという観点から、納税における電子手続、キャッシュレス納付の利用拡大にも取り組んでおられます。

税制面おきましては、昨年６月１日以降に支払われる給与等に対して所得税及び個人住民税の定額減税が実施されました。また、現在、国会等で盛んに議論されている問題、「年収 103 万円の壁」の行方は大いに注視していかなければならないと思っております。

そういった状況の中、税に軸足を置いて活動している我々会員企業と致しましても、自らがこれらに対応するための学習・情報収集を積極的に行うとともに、税務ご当局と連携・協力してこれらの周知・普及に向けて尽力させていただきたいと思っております。

本年も事業活動を行っていくうえで、皆様方のご協力なくして有効な事業は実施出来ません。会員並びに役員の皆様が一人でも多くの方に声を掛け合っていただき、積極的に事業活動にご参加、ご協力いただけることを切に願っております。また、近年、会員減少が顕著になっていることを踏まえ、新規会員勧誘活動になお一層ご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

結びにあたり、本年が会員の皆様方にとって素晴らしい一年となりますよう心よりお祈り致しまして新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のごあいさつ

岩国税務署長　安 田 賢一郎

新年あけましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、健やかに新春をお迎えのことと謹んでお慶び申し上げます。

一般社団法人岩国法人会の皆様方には、税務行政の円滑な運営につきまして、平素から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

早いもので、岩国税務署へ着任して半年が経過しました。その間、岩国法人会の活動を数多く拝見し、ときには活動を共にさせていただきました。

「租税教室」への多数の講師派遣をはじめ、「絵はがきコンクール」の開催、「夏休み税ミナール探検隊」の実施、「ふくしのタベ～タオル一枚運動～」における映画上映、税を考える週間中の「Let's 献血」、そして「日米親善リレーマラソン」など、多岐にわたる社会貢献活動にも取り組んでおられます。また、役員の方をはじめ会員の方とお話をする機会をいただきましたが、岩国法人会の地域に根付いた活動により地元に貢献したいという熱意ど勢いが感じられ、改めて会員の皆様方のご尽力に対しまして、深く敬意と感謝の意を表する次第でございます。

岩国法人会の皆様方におかれましては、キャッシュレス納付の利用促進やインボイス制度、定額減税制度の周知広報や研修会の開催などに多大なご尽力をいただき、誠にありがとうございます。税務署では間もなく、所得税、消黄税並びに贈与税の確定申告時期を迎えますが、個々の事業者に寄り添った対応を行ってまいります。

国税庁では「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション一税務行政の将来像2023一」を公表し、税務行政の DX を推進しております。「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」という将来像に向けて、相談チャネルの充実のほか、e-Tax については利用が低調な原因を解消する機能改善を納税者目線に立って、納税者サービスを包括的に見直すとともに、事業者の業務のデジタル化にも貢献していきたいと考えております。

税務行政に関しまして、本年も変わらぬご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

終りになりましたが、新しい年が一般社団法人岩国法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご繁栄につながる良い年でありますよう、心から祈念いたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

新年のご挨拶

岩国市長　福田良彦

明けましておめでとうございます。皆様方には、令和７年の新春を健やかにお迎えのこととお喜び申し上げます。

昨年は、能登半島地震や集中豪雨などが発生し、被災地では、今なお、多くの方が不自由な生活を余儀なくされているものとご推察いたします。改めてお見舞いを申し上げますと共に、一日も早い復旧を心から祈念いたします。

また、私にとりまして、市政５期目のスタートの年となりましたが、市議会や市民の皆様のご協力により、様々な施策が目に見える形で着実に進展しております。

本年は、安全と利便性を高める新岩国駅前広場改修工事や、県東部地域の新たなスポーツ活動拠点となる県立武道館が着工する予定です。

また、愛宕山ふくろう公園には、インクルーシブ遊具を設置すると共に、中山間地域では、市立美和病院の建替えも完了するなど、地域福祉の向上も図ってまいります。

さらに、教育環境の整備、一次産業や観光の振興、防災・減災対策の充実、幹線道路の整備促進、デジタル化の推進などにもしっかりと取り組んでまいります。

そして、本市は、来年３月に、合併 20 周年の大きな節目を迎えます。

今、時代は急速なスピードで変化しています。この激動の時代だからこそ、不変の原則をしっかりと持ち、原点から考えることも重要です。「力強くも、やさしく、しなやかに、市民と共に歩む政治」これが、私の政治理念であり原点でもあります。

私は、今後とも、強いリーダーシップのもと、社会的弱者にはやさしく寄り添い、現場や市民目線を大切に、変革と進化への挑戦を続けてまいります。

皆様方には、本年が希望に満ちた一年となりますよう祈念いたしまして新年のご挨拶といたします。

年頭のご挨拶

岩国商工会議所
会　頭　豊島貴子

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

昨年は新年早々から、衝撃の能登半島地震、夏の猛暑・豪雨台風と自然の猛威に晒されました。被害に遭われた皆様方には心からのお見舞いを申し上げます。

そして、また未だ終息をみない各地での紛争、国内外共におけるリーダー交代等々、地政学上の懸念も尽きないところでありました。世界は動き続け、我々経営者もその影響を少なからず受け続けるとこになりますが、常に足元をしっかり見つめ、軽やかなスタンスが取れる体制を築くことが何より肝要であろうと存じます。

岩国商工会議所におきましては、昨年の役員改選に伴い、新体制が発足致しました。内外の情勢を鑑み組織体制を改訂し、会員企業の利に資する会議所活動を目指して、更なる創意工夫を重ねるべく、議員の皆様方のご協力のもとに、只今仕組みを再構築するための準備を着々と進めているところであります。くしくも、山口県東部産業振興センター（仮称）設置に向けて、約半世紀に亘り親しんできた会議所会館の解体が始まったことは、1946 年戦後まもなく設立され現在まで脈々と受け継がれてきた歴史を大切にしながらも、変化を恐れず未来に向う「新生岩国商工会議所」への歩みとして大変象徴的であると存じます。

コロナ渦で止まった人流は、すっかり従前どおりの賑わいを取り戻してきました。しかしながら、見えない心流に一部陰りを感じる場面もあることを忘れてはいけないように感じます。「天の時」「地の利」「人の和」は物事が成就するに不可欠な要素だとだと言われています。このどれも逃がさず、感謝し、育てていくことが、見えないものを大切にできる、私達が最も守るべきであろう日本の文化に通ずると思います。

終わりに、本年が皆々様方にとって明るく希望に満ちた一年となりますよう心からご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

納税表彰において
栄えある受彰

令和６年度の納税表彰は、昨年 11 月 14 日（火）、岩国税務署において、岩国税務署長から５名の法人会理事と女性部会副部会長に表彰と感謝状の贈呈が行われました。法人会活動等を通じて長年にわたり申告納税制度の普及発展及び納税意識の向上について、顕著な功績を挙げられた方々に贈られました。

本会からの受贈者は次の方々でございます。

衷心よりお祝い申し上げると共に、今後も一層のご活躍を祈念申し上げます。

（以下敬称略）

岩国税務署長表彰

（一社）岩国法人会　理事
（株）谷川事務器
谷 川 誠 治

安田署長（左）・谷川理事（右）

岩国税務署長感謝状

（一社）岩国法人会　理事
（有）広中食品
広 中 千 佳

（一社）岩国法人会　理事
（株）ウチクラ
内 野 位 江

（一社）岩国法人会
女性部会副部会長
（株）インフィニティ
村 中 小百合

（一社）岩国法人会　理事
（株）アイ・キャン
吉 村 満 則

令和７年度税制改正に関する提言活動

一般社団法人岩国法人会では、「税制に関する要望事項」を取りまとめ、地方自治体に提言活動を行っています。令和７年度税制改正に関する提言内容を要約してご紹介します。

提言活動訪問者：会長　鈴木義治　　税制担当副会長　長畑克典　　税制副委員長　近藤辰雄

《地方自治体》

令和６年11月22日

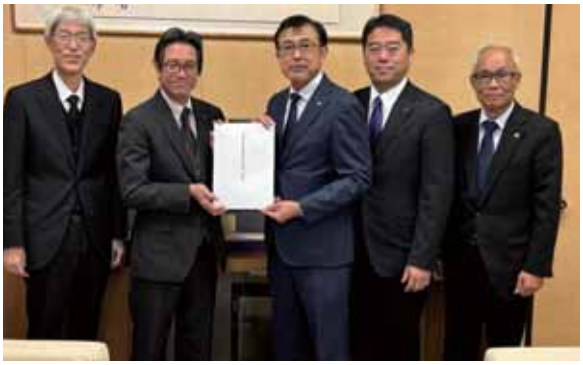

和木町長　米本正明 氏（左から二人目）
副町長　田中雅彦 氏（左）

令和６年11月22日

和木町議会議長　兼本信昌 氏（左から二人目）

令和６年11月22日

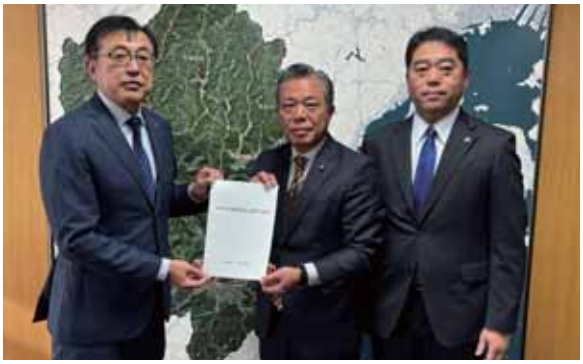

岩国市議会議長　片岡勝則 氏（中央）

令和６年11月28日

岩国市長　福田良彦 氏（左）

令和７年度税制改正スローガン

- **「金利のある世界」が到来。新たな財政再建目標の策定を！**
- **企業への過度な保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！**
- **人出不足など厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制措置！**
- **中小企業は地域経済と雇用の担い手。本格的な事業承継税制の創設を！**

令和７年度税制改正に関する提言（要約）

≪基本的な課題≫

Ⅰ．税・財政改革のあり方

・財政健全化は国家的な課題であり、日本経済の将来にわたる持続可能性を高めるためにも本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。

１．財政健全化に向けて

・「金利のある世界」が現実に到来する中で、今後の金利上昇に備えて財政健全化が必要である。

（１） 本年６月から始まった定額減税は、その制度設計が複雑すぎたこともあり、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いることになった。与党内には物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。

（２） こども･子育て政策(加速化プラン)として、２０２８年度までに年間３．６兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしている。医療保険料への上乗せ負担は、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。

（３） 防衛力の抜本強化では防衛費を２０２７年度までの５年間で総額４３兆円とすることを決定したが、大半が「歳出改革」や「決算剰余金の活用」により捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、防衛費の増額は必要な政策であるだけに、安定的な財源の確保が欠かせない。

２．社会保障制度に対する基本的考え方

・持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付の重点化・効率化」によって可能な限り社会保障費を抑制する必要がある。

・社会保障のあり方をめぐっては、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を適正に見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

・中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

・配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。

（１） 公的年金については年金財政の検証結果を踏まえ、年金制度の見直しについて検討が進んでいる。公的年金制度の持続可能性を高めるために「マクロ経済スライドの厳格対応」や「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」などの検討が求められる。

（２） 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革に取り組む必要がある。給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すことも重要である。

（３） 少子化対策では児童手当が大幅に拡充されたほか、所得制限も完全撤廃された。だが、富

裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。本来は現金給付よりも保育所や学童保育等の整備、保育士等の待遇を改善するなどの現物給付に重点を置くべきであり、国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じるべきである。

（４）介護保険については高齢化の進展に伴い、制度の持続可能性を高めるために真に介護が必要な者を見極めるほか、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。また、生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに不正受給の防止に向けた一段の厳格化が欠かせない。

３．行政改革の徹底等

・国民の政治に対する不信感は極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や適正化、罰則の厳格化を図るべきである。

・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず隗より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。

（１）国･地方における議員定数の大胆な削減､歳費の抑制。また、調査研究広報滞在費や政務活動費等の適正化と使途の透明化。

（２）厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員確保と能力を重視した賃金体系などによる人件費の抑制。

（３）特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

（４）ＰＤＣＡサイクルを確立することにより､各省庁による事業のチェックを継続的に実施する。また、民間活力を積極的に導入し、民需主導の自律的な経済成長を促す。

４．マイナンバー制度について

・政府は引き続きマイナンバー制度の意義とともに、行政事務のコストカットに資する等、その効果を具体的に明示するなどしてマイナンバーの利用拡大を促す必要がある。

・国民の利用が広がらない背景には、マイナンバーカードを通じた個人情報の漏洩に強い懸念を持っていると認識すべきである。第三者による悪用を防ぐためのプライバシー保護などに努め、制度の適切な運用が担保される環境を構築することで国民の不安を払拭し、信頼の回復に努めなければならない。

５．今後の税制改革のあり方

Ⅱ．経済活性化と中小企業対策

・着実な賃上げや最低賃金の大幅引き上げが迫られる中で、賃上げ原資を生み出すために原材料費や光熱費など、上昇するコストの適正な価格転嫁が大きな課題となっている。円滑な価格転嫁や下請けいじめの排除に向け、中小企業庁や公正取引委員会などによる取引監視体制の強化が求められる。必要に応じて下請法の改正など、実効性のある取り組みを進めなければならない。

・人手不足や継続的な賃上げなど中小企業の構造的な課題を解決するには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そのためには生産性の向上や付加価値の創出に向け、力強い政策的な支援が欠かせない。

１．中小企業の活性化に資する税制措置

・地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

（１）法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率を引き上げる動きがあるが、経済情勢等に鑑み、慎重に検討すること。

（２）法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例１５％を本則化すべきである。また、昭和５６年以来、８００万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも１，６００万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和７年３月末日となっている適用期限を延長すること。また、上記（１）に関連して、中小法人に適用される軽減税率まで引き上がることのないよう配慮すること。

（３）中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは廃止を含め整理合理化を行う必要がある。ただし、中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、以下の通りに制度を拡充したうえで本則化すること。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和７年３月末日となっている適用期限を延長すること。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を３０万円未満から５０万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計３００万円）を撤廃し全額を損金算入とすること。

（４）中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定については弾力的に対処すること。

なお、「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和７年３月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。

（５）中小企業の事務負担軽減

近年、インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなどで、事業者の事務負担や納税協力コストは年々増加している。また、今般の定額減税についても、給与所得者に対する減税事務は事業者に委ねられており、さらに急遽、減税額を給与明細に明記することが義務化された。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強靭ではない中小企業にとって重い負担となっていることを認識する必要がある。また、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業のＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）の推進につながるような特段の支援が欠かせない。

２．事業承継税制の拡充

・中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

（１） 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。なお、本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、

（２）取引相場のない株式の評価、（３）相続税、贈与税の納税猶予制度について見直すこと。

（２）取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直すことを求める。

なお、見直されるまでの間は、平成１４年度に創設（平成１６年度に改正）された「特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例」を参考に株式の評価額を減額する措置を講じること。

（３）相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において３年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を３年程度延長すべきである。あわせて、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改める。

②平成２９年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③制度の認知度が低いことから、国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた支援措置の周知徹底に努める。

３．消費税への対応

・政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要があり、問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。

（１）インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

（２）消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

Ⅲ．地方のあり方

・日本が人口減少社会に突入する中では国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の一段の効率化を図る必要がある。とくに東京一極集中を是正するには、地方の活性化が重要な課題である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を構築し、民間の知恵と工夫で新たな地場技術やビジネス手法を開発しなければ、真の活性化にはつながらない。

（１）地方創生は、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。そうした中で中小企業の事業承継は、地方創生戦略との関係からも極めて重要だと認識すべきである。

（２）広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口３０万人程度）のさらなる拡充を図り、財政基盤の強化につなげる必要がある。

（３）ふるさと納税は、寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが求められる。また、必要経費は寄付総額の５割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付先の地域のために活用されるように過度な返礼品競争を排し、事務手数料のあり方等を含めて制度設計を見直す必要がある。

Ⅳ．震災復興等

・これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。

・また、本年１月には能登半島地震が発生するなど、近年、強い地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

Ⅴ．その他

１．納税環境の整備

２．環境問題への対応

３．租税教育の充実

≪税目別の具体的課題≫

１．法人税関係

（１）役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は損金算入とすべき

②同族会社の業績連動給与についても損金算入とすべき

（２）少額減価償却資産の見直し

（３）企業版ふるさと納税の適用期限延長

（４）中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和

２．所得税関係

（１）基幹税としての所得再分配機能の回復

（２）各種控除制度の見直し

（３）個人住民税の均等割

３．相続税・贈与税関係

（１）相続税の基礎控除の見直し

（２）贈与税の基礎控除の引き上げ

４．地方税関係

（１）固定資産税の抜本的見直し

（２）事業所税の廃止

（３）超過課税

（４）法定外目的税

５．その他

（１）印紙税の廃止

（２）配当に対する二重課税の見直し

（３）電子申告の促進

（４）森林環境税の検証

『租税教育活動シンポジウム岩国大会』開催

シンポジウム実行委員長　村 中 小百合

令和６年８月 26 日 (月)　岩国国際観光ホテルにて「第 16 回租税教育活動シンポジウム岩国大会」を開催いたしました。

安田税務署長をはじめ、多くのご来賓の皆様にご出席いただき、県下 11 単位会及び山口県法人会連合会による総勢 140 名の参加で行われました。

当日は、天候にも恵まれ、会場からの眺望も素晴らしく、錦帯橋を望むロケーションを写真に収める方々の姿も見られました。

岩国法人会女性部会は、パワーポイントを用いての事例発表を行いました。租税教育の一環として岩国法人会独自の活動である「税ミナール探検隊」の紹介をはじめ、「租税教室」「税に関する絵はがきコンクール」そして、会員親睦を図りながら楽しく活動している様子を発表いたしました。

また、記念講演会では、日刊いわくに代表取締役の藤井淳史様をお招きし、「錦帯橋から学ぶ困難の突破力」と題し、岩国市が誇る錦帯橋について政治・経済から紐解き、架橋に至るまでの吉川家の歴史を交えた内容で講演していただきました。

会員交流会では、藤間流　堀井利紫津様による晴れやかな祝舞を披露いただきました。さらに、アトラクションとしてプロマジシャン Kobak 様による笑いのあふれる楽しいショーが行われ、会場は大いに盛り上がりました。

実行委員長という大役は、重責ではありましたが、事務局と実行委員、そして部会員の皆様のご協力のおかげで、この大会を盛会に終える事ができました。大会を無事成し遂げるという目標に向かい一致団結して取り組めた経験は、今後の人生の貴重な糧となり、たくさんの豊かさを与えていただけたと感じております。

最後になりましたが、ご出席いただいた皆様に心より御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

租税教室

優れた指導力 着眼力 決断力と
リーダーの期待に応える人材の結集

6回 租税教育活動シンポジウム岩

会女性部会連絡協議会

完成した国宝の太刀「狐ケ崎」の写し

現代の職工が精密に再現
吉川家や岩国の歴史の重み伝えるものに

株式会社日刊いわくに
代表取締役　藤 井 淳 史

※「岩国を築いた　英智の三藩主」（吉川報效会）著者▽岩国吉川会 広報委員長

昨年（令和６年）11月、岩国市横山の公益財団法人「吉川報效会」に一振の太刀と拵が寄贈された。

広島県北広島町の「安芸吉川会」（大下正則会長）が令和３年度から制作していた国宝太刀「銘為次 狐ケ崎」と「黒漆革巻太刀拵」の写しである。

横山の吉香神社で奉納神事を挙行、吉川史料館昌明庭で催された「第19回山花祭」の終了後、史料館で初公開された。

「レプリカでも複製品でもありません。写しです」と説明があった。原作刀工による原作刀は「本歌」（本科）と呼ばれる。写しはこの本歌を敬い、写し取って、良質な「玉鋼」を用いて作られた本物の日本刀である。見た目だけでなく、製法も中身も本物と変わらない。見学者は同時に展示された国宝「狐ケ崎」と「写し」を見比べ、刀工や職方による精密な再現性に魅了された。

国宝の中の国宝の刀剣と呼ばれる「狐ケ崎」の太刀は吉川家第一の宝物である。吉川報效会が所蔵し、年一度、吉川史料館で特別展示される。

平安時代後期から鎌倉時代初期にかけて備中で活躍した青江派の刀工・為次が制作した。青江派の刀剣の中でも最も保存状態が良いとされ、青江派の刀剣の中で最初に国宝に指定された。その写しを吉川家の承諾を得て、現代の刀工が制作した。

吉川家に由来する土地は全国各地にある。岩国をはじめ安芸、鳥取、駿河、石見でそれぞれ武将・吉川氏の歴史や文化を伝えているが、最大のお宝である「狐ケ崎」の太刀は門外不出の至宝とあって貸出は出来ない。そこで安芸吉川会は、北広島町に在住する広島県無形文化財保持者で刀匠・三上貞直氏に依頼して写しを制作したい―と吉川家当主や吉川報效会に申し出た。

その制作費は安芸吉川会が北広島町のふるさと納税制度を活用、全国の550人から総額1700万円以上が寄せられた。

原作刀の心を写し取るように忠実に再現した、拵は極限まで削りだした白木で鞘を制作、補強のため仔馬の革を貼り付け、上から黒漆を塗り重ねた。太刀と共に現代の職方が持つ技術を全て注ぎ込んだ逸品である。

■狐ケ崎の名の由来

「狐ケ崎」の名は1200年（正治２年）、駿河国清見関（静岡県静岡市清水区）で起きた「梶原景時の変」に由来する。

政争で鎌倉から逃れ、京に向かう御家人・梶原景時の一族を吉川２代の友兼の一族が討ち取った。その時、友兼が使ったのが、この太刀である。

討伐地が狐ケ崎（静岡県静岡市葵区）だったことで命名された。

吉川家の家宝として約840年にわたって大切に保存され、1933年（昭和８年）、国宝保存法に基づいて国宝指定を受け、51年（昭和26年）６月９日には文化財保護法で国宝に指定された。

駿河を発祥の地とする吉川家は14世紀はじめから約280年間、広島県北広島町を本拠地とした。同町では吉川家の歴史や文化を伝承する「安芸吉川会」（大下正則会長）が熱心に活動している。

写しは今年（令和７年）５月、安芸吉川会に貸し出され、北広島町の吉川元春館跡に隣接する「戦国の庭歴史館」に展示される。

■全国に向けて歴史や文化を発信

吉川家の吉川重幹当主は写しについて、「完成度の高い作品を拝見し、素晴らしさに感動しました。この狐ケ崎をさらに大切に取り扱わなくてはという強い責任を感じました」と語った。

安芸吉川会の大下会長は「吉川史料館には太刀・拵の熟覧と非接触での金具成分分析、採寸寸法を特別に許していただいた。結集した各分野の職方に技を奮っていただき、素晴らしい写しが完成しました。後世に引き継がれ、作刀技術の継承に多少なりとも寄与できたとうれしく思います。今回の制作を機に、岩国、安芸吉川会をはじめ、駿河、石見、鳥取の各吉川会の交流が促進され、全国に向け、地域の歴史、文化が発信されることを祈念します」と感激の思いを述べた。

北広島町の箕野町長は「吉川氏が残した城や館、寺院など９つの遺跡は吉川氏城館跡として国の史跡指定を受けています。吉川氏の経済基盤だった森林資源と共に、古くから砂鉄製鉄が盛んに行われた土地柄は重要な歴史資源です。これに、〈狐ケ崎〉写し制作の取り組みで得られた知見が新しいコンテンツとして加わることになりました。昨年度からは吉家元春公の館跡などへの来訪者が顕著に増えており、成果が表われ始めています。岩国市と北広島町の関係は400年余りの歴史がありますが、今回の取り組みによって両市町の交流がますます盛んになり、活力ある地域づくりにつながることを祈念します」と喜びを話した。

北広島町では５月から写しの披露イベント、続いて戦国の庭歴史館での１か月間の展示を予定している。

■風格と剛健さ、美しさ

鎌倉時代はおよそ800年以上も昔。武士の台頭が始まり、各地で争乱が生じて日本刀の需要が急激に広がった。刀剣の制作技術も飛躍的に高まり、黄金時代を迎えた。当時作られた刀剣は「史上最高」の評価を受けている。

この時代の日本刀は中反りで身幅が広く、重ねが厚い。鎌倉武士の質実剛健な気風がそのまま生きている。その最大の特徴は実戦性の高さにある。飾りではなく、いざというときは自らや家族、仲間を守るため、「一所懸命」に奮闘した武士にとって欠かせないものだった。

彼らは日々の鍛錬を怠らず、実戦を重ねた。武具は絶えず進化、精度や性能を極めた。世界最強といわれたモンゴル軍が日本に押し寄せてきた時も、台風襲来で救われたというより、鎌倉武士団の命懸けの奮闘によって撃退したというのが正しい見方だ。

江戸時代の武士の最高のあこがれは鎌倉武士だったという。江戸時代の武士は刀身が細く、軽量の刀を所持していたが、京の町に血の雨を降らせた新選組の隊士は実戦向きの鎌倉時代の刀、あるいは鎌倉時代風の太い刀を用いた。

そんな鎌倉時代の刀を代表するのが太刀「狐ヶ崎」。改めてみると、まさに国宝にふさわしい風格を備え、剛健さだけでなく、美術品としての美しさを備えている。

その魅力をそのまま投影する写しが各地で披露されることになれば、吉川家や岩国の歴史の重みと価値がさらに広がることになりそうだ。

（了）

税金の納付は 簡単・便利な

ダイレクト納付で業務効率化！

ダイレクト納付とは…

国税の場合はe-Tax、地方税の場合はeLTAXを利用して、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単な操作で税金を納付することができる便利な電子納税の手段です。

国税庁e-Taxキャラクター：イータ君

eLTAXイメージキャラクター：エルレンジャー

BEFORE
これまでは…

- 金融機関まで足を運ぶのが面倒…
- 窓口が混雑しているときは長時間待たないといけない…
- 源泉所得税や個人住民税の納付は毎月発生するし事務負担が大きい…
- 納付する日を指定できれば便利なのに…
- 複数の都道府県・市区町村へまとめて納付できればいいのに…

AFTER
これからは

- オフィスや自宅からPCで納付できます！
- 窓口で待たなくてもいい！
- PCで申告から納税まで一度でできます！
- 即時又は納付日を指定して納付ができます！
- (地方税の場合)全ての都道府県・市区町村へ一括して納付が可能！

国税庁　総務省　地方税共同機構 LTA LOCAL TAX AGENCY

具体的な手続きは裏面へ➡

ダイレクト納付を始めるには？

国税の場合は

ダイレクト納付が利用できる金融機関に
預貯金口座があること

（e-Tax）利用可能金融機関

- （初めての方は）e-Taxの利用開始手続からスタート！
- 国税のダイレクト納付利用届出書を提出！
  個人の方はオンラインで届出書の提出ができます。

◀詳細はこちら

※利用開始まで、書面提出では約１か月、オンライン提出では約10日程度の期間が必要です。

※法人の方は、右ページの届出書の提出をお願いします。

地方税の場合は

ダイレクト納付が利用できる金融機関に
預貯金口座があること

（eLTAX）共通納税対応金融機関

- （初めての方は）eLTAXホームページのPCdesk（WEB版）から利用開始手続スタート！
- 地方税共同機構ダイレクト納付口座振替依頼書を提出！

◀詳細はこちら

※ 地方税共同機構ダイレクト納付口座振替依頼書は、PCdeskから利用届出を行い、利用者ＩＤを取得してからダウンロードできます。

ダイレクト納付の利用方法

国税の場合は

1 e-Taxで電子申告等又は納付情報登録依頼データを送信する

2 メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する

3 「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」を選択する

※ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。
※「納付日を指定される方」は指定した日の午前中に振替が行われます。

4 納付状況を確認する

※「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。

詳しい操作方法は下記をご覧ください。

国税庁HP
「Web-Tax-TV」

手続に関するご不明な点につきましては、e-Taxホームページをご覧ください。
e-Taxホームページ　https://www.e-tax.nta.go.jp/

地方税の場合は

1 PCdesk（DL版）などのeLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信や納付情報の発行依頼を行う。

2 納付情報を受け取り、「ダイレクト方式」を選択する

3 「今すぐ納付を行う」又は「納付日を指定して納付を行う」を選択する

※ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。
※納付日を指定される方は指定した日に振替が行われます。

4 納付状況を確認する

※納付手続完了後、納付完了通知がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。

詳しい操作方法は下記をご覧ください。

PCdesk
マニュアル

手続に関するご不明な点につきましては、eLTAXホームページをご覧ください。
eLTAXホームページ　https://www.eltax.lta.go.jp/

R6.06

納税証明書は スマホで 請求・受取 できます!

納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォン等からe-Taxを使って、簡単に請求から受取までできますので、是非ご利用ください!

メリット1
いつでもどこでも!
スマホで完結!
タブレットでも!

メリット2
手数料がお得!
1税目1年度あたり370円
※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

メリット3
期間内であれば何度でも印刷・使用可能!
※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。

請求から受取までの流れ オンラインで

ステップ1 自宅やオフィスで請求
e-Taxホームページからログイン
「納税証明書の交付請求(電子交付用)」を選択。※e-Taxを初めてご利用になる場合は、アカウントの作成が必要です。

個人の方
https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/loginIndividual

法人の方
https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/loginCorporate

ステップ2 電子申請
納税証明書の請求データを作成
マイナンバーカードを読み込んで電子署名を付与。

ステップ3 電子発行・受取
メッセージボックスに手数料の案内が格納されます。
インターネットバンキング等で手数料納付後、納税証明書データをダウンロードできるようになります。

留意点
ご利用に当たっては、**納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。**
スマホを利用した納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。

国税庁 国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp/

詳しい手続の仕方はこちらから
https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxsoftweb/e-taxsoftweb.htm

納税証明書をオンラインで請求後、書面で受け取る方法は裏面へ

第47期法人学校を終えて

研修委員長　都留真弘

恒例となりました『法人学校』を令和6年9月25日と10月4日に其々開催しました。数えること47回目になります。本年度の講座内容は『令和6年度 税制改正について』と『キャッシュレス納付の種類と始め方』としました。岩国税務署3階会議室を会場に46名が受講されました。国税庁では、「税務手続きが税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、金融機関や税務署の窓口に出向くことなく会社事務所・自宅等から非対面によるキャッシュレス納付の推進に取り組んでおります。

担当講師から懇切丁寧な説明を受け、講義終了後も熱心に個別質問をされる方が多くおられました。

今回、講師を引受けて下さいました下関税務署審理専門官の高倉様に感謝を申し上げます。

開講挨拶 山本屋副会長（左） 都留研修委員長（右）

審理専門官 高倉氏

“ふくしの夕べ”～タオル1枚運動～

本年度の岩国法人会『ふくしの夕べ』は、令和6年10月18日（金）18時30分から岩国市民会館大ホールにおいて映画鑑賞会『あの花が咲く丘で、君とまた出会えたら。』を上映しました。会員ほか多くの一般の方々約800人にご来場をいただき開催しました。

この映画は、汐見夏衛の小説を実写化した話題作であり現代から太平洋戦争末期にタイムスリップした女子高生が、特攻隊員の青年と恋に落ちる誰もが涙するヒット作品でした。用意した入場券も早くから申込みとなり上映当日は、女性や女子高生、家族連れも多く来場されました。

タオル1枚運動『ふくしの夕べ』も数えること22回目となり集まったタオルは累計17,505枚となりました。タオルは岩国市社会福祉協議会を通じ市内の認可外保育施設へ送られ有効に使用していただいております。

開場直後のロビー

開演挨拶する都留研修委員長と会場の様子

「 Let's 献血 」のお礼

社会貢献実行委員長 木 下 典 昭

初春のお慶びを申し上げます。平素より地域社会貢献活動に対し格別なるご理解とご協力を賜りまして心より御礼申し上げます。

令和 6 年 11 月 13 日 (水) に第 27 回『 Let's 献血 』を開催致しました。毎年『 税を考える週間 』に岩国税務署駐車場をお借りして開催しておりますが、事業開催に際しまして税務ご当局をはじめ親会・青年部会・女性部会のご協力を頂き、スムーズに事業を進める事が出来ました。血液の需要が増えるこの時期、お陰様で会員・関係企業の皆様や地域の皆様に足を運んで頂き、法人会受付 128 名（内採血者 94 名）となりました。献血にご協力ご参加賜りました皆様方に心より感謝を申し上げます。今回、献血運動推進協力に対し当法人会は、厚生労働大臣より感謝状を頂きました。

受付ブース

献血中の山本屋副会長

厚労大臣感謝状

《 タオル 824 枚、岩国市社会福祉協議会へ寄贈 》

令和 6 年 11 月 18 日 (月) 岩国市社会福祉協議会に新品のタオル 824 枚を寄贈させていただきました。これは会員相互の親睦と地域社会貢献を目的として毎年開催する『ふくしの夕べ タオル一枚運動』で集まったタオルです。タオルの寄贈は今回で 22 回目、合計 17,505 枚となりました。会員一同、これからも本活動を継続していきたいと思います。

今後も、私共の活動が地域に根ざす社会貢献活動として、地域のお役に立てればと思っておりますので、会員の皆様方には引き続きご支援とご協力をお願い申し上げます。

「令和 6 年度第 18 回岩国市社会福祉大会」におきまして当法人会は、感謝状を頂きました。

目録を渡す鈴木会長

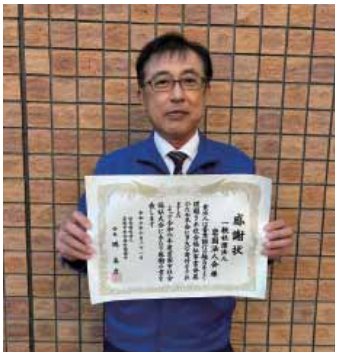

感謝状受贈

カメラレポート

● 合同委員会 R6.8/7 10/10 12/3

● 中法連定期総会 R6.9/17

● 第40回全国大会 鹿児島大会 R6.10/13･14

● 租税教室講師養成研修 R6.10/22

● 広報委員会 R6.11/12 12/20

● 税を考える週間広報活動 R6.11/11

● 年末調整説明会 R6.11/19

カメラレポート

● 年末調整説明会　R6.11/26

● 交通安全運動　R6.12/13

● 租税教室　東中学校　R6.7/9

吉良理事

● 租税教室

麻里布小学校　R6.7/10

末永理事

都留理事

岩国中学校　R6.11/1

鎌田理事

愛宕小学校　R6.7/11

松田理事

吉村理事

川下中学校　R6.12/17

山本理事

第 44 回岩国法人会チャリティーゴルフ大会

実行委員長　森 野　友輝弘

令和 6 年 10 月 5 日 (土)、和木ゴルフ倶楽部において、第 44 回チャリティーゴルフコンペが、岩国市への地域貢献と法人会青年部会員交流の場として、OB の参戦も含めた会員 12 名参加により開催されました。当日は天候にも恵まれ、参加された皆様も気持ちよく一日を過ごせたのではないかと思います。青年部会員、OB の親睦を深める大変良い機会にもなりました。

最後に皆様から頂きました温かいチャリティー募金は、岩国市へ寄贈させていただきます。

誠にありがとうございました。

第 38 回全国青年の集い〈福井大会〉に参加して

運営委員　村 田　健太朗

令和 6 年 11 月 7 日 (木) と 8 日 (金) の 2 日間全国青年の集い福井大会が開催されました。大会では、「福の國より未来を研け！～志を立て、新時代の扉を開こう～」のスローガンの下、激動の時代の中でも揺らぐことなく歩んだ橋本左内の精神性を伝えたいというものでした。

初日は全国各地から選抜された代表による租税教育活動プレゼンテーションや健康経営大賞の発表、そして部会長ウェルカムパーティーで懇親を深める場が提供されました。

2 日目の午前中は「部会員増強」をテーマにした部会長サミットが行われ、午後からは笠井信輔氏の記念公演『足し算で生きる～がんステージ 4 からの生還～』が行われました。

法人会青年部会員が全国から福井に集結したということで、法人会という組織の大きさ、各会の租税教育活動への熱心さを感じることとなりました。

今回参加させていただきました経験を自社の活動や法人会青年部での活動といった地域への貢献に活かせるようにいたします。そしてこれからの租税教育活動を通して多くの人たちに租税の意義や役割を正しく理解してもらうと共に納税者として税金の使い方や社会や国の在り方を主体的に考えることができるように尽力したいと考えております。

岩国税務署との座談会

運営委員　岡 崎 佑 香

令和６年 11 月 11 日（月）、『税を考える週間』の行事として、岩国税務署にて税務署の皆様との座談会を開催致しました。署からは、安田賢一郎署長・池田総務課長・大山個人１統括、岡田法人１統括の４名、青年部会からは、木下担当副会長と役員７名の参加となりました。到着後、署長室に案内され名刺交換をした後、各部署へ移動し其々の業務内容の説明を受けました。その後三階会議室にて、まず安田署長より昭和 22 年の申告納税制度の開始から現在までの納税の歴史についてご説明頂きました。

制度開始直後は納税者からの疑問の声も多かったと聞き、現在我々が自発的に税の目的やしくみについて学べる機会を多く持てることに、税に関わる方々の啓蒙活動の歴史を感じました。その後、柏原副部会長より第３８回法人会全国青年の集い福井大会のご報告を頂き、他支部の活動内容や今後の取り組みについて税務署の皆様と共有しご意見を賜りました。また、企業経営の中で感じている税務行政についての課題やデジタル化に向けた取組みについても意見交換を行いました。

これからも税務署の皆様との交流を通じ、今後に活きる知識を養っていきたいと思います。岩国税務署の皆様にはご多忙の中、貴重な機会を頂き、誠にありがとうございました。

「日米親善リレーマラソン 2024 in 岩国」に参加して

実行委員長　冨 岡 悠 治

令和６年 12 月１日、55 FIELD にて毎年恒例の日米親善リレーマラソンにて今年も岩国法人会青年部会で屋台（やきそば･肉うどん･ホットドッグ･フランクフルト･ドリンク）販売及び税務署の方々の協力の下に子供たちに税金クイズを行っていただき税金の必要性を理解してもらう取り組みを今年も実施しました。

年恒例で行っている行事ですが税金クイズに多数の子供が参加していただけることが出来、屋台に関しても法人会の皆様、山口銀行の皆様ご協力により大繁盛で終えることができ今年も売上を寄付させていただくことができそうです。

最後になりますが、今年も応援お手伝いして頂けた税務署職員皆様・山口銀行員皆様並びに法人会の皆様ありがとうございました。

News Calender

第26回法人会山口県青年の集い〈長門大会〉 R6. 9/13

定例役員会 R6.7/23 8/19 9/27 10/24 11/21 12/11

税務署との座談会 R6. 11/11

青年部会忘年会 R6. 12/11

租税教室 R6. 12/17 川下中学校 深川講師

租税教室 R6. 12/17 川下中学校 貞中講師

租税教室 R6. 12/17 川下中学校 浴本講師

第14回 税に関する絵はがきコンクール

● 10/10 審査会

● 10/10 審査会

● 10/11 審査会

● 10/11 審査会

● 11/1･6 貼付け作業

● 11/8 展示作業

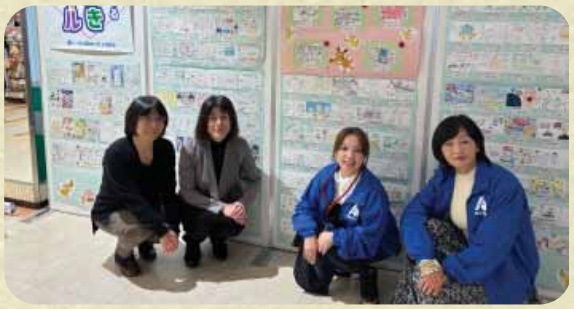

● 11/11 岩国小学校

● 11/12 麻里布小学校

● 11/22 藤河小学校

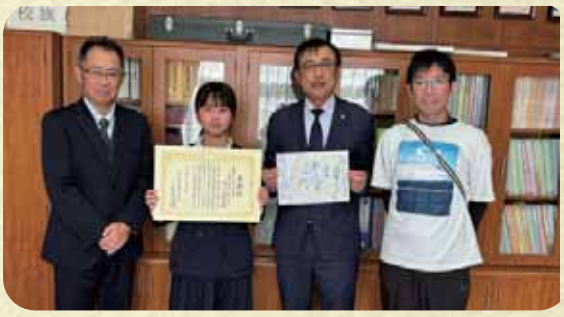

● 11/28 玖珂小学校

第14回 税に関する絵はがきコンクール受賞作品

岩国法人会 会長賞
門口 凛音（藤河小学校）

岩国税務署 署長賞
高橋 柑那（麻里布小学校）

岩国市教育委員会 教育長賞
山根 芽依（玖珂小学校）

岩国法人会　租税教育推進委員長賞
井上 裕都（麻里布小学校）

岩国法人会 青年部会長賞
村本 絆奈（麻里布小学校）

岩国法人会　女性部会長賞
飯田 七海（麻里布小学校）

岩国法人会 女性部会優秀賞
村重 心菜（岩国小学校）

岩国法人会 女性部会優秀賞
藤田　光（岩国小学校）

岩国法人会 女性部会優秀賞
麻生 向日葵（麻里布小学校）

岩国法人会 女性部会優秀賞
木下 夏希（玖珂小学校）

岩国法人会 女性部会優秀賞
谷本 結唯（玖珂小学校）

第16回「夏休み税ミナール探検隊」

女性部会　内野位江

令和６年８月６日（日）に児童と保護者を対象にした「夏休み税ミナール探検隊」を開催いたしました。今年度は、岩国警察署の皆様にご協力いただき、警察のお仕事紹介 DVD の鑑賞、パトカー・白バイの見学、制服試着体験、装備品の見学など、多彩なプログラムをご準備いただきました。締めくくりとして、職員の方によるクイズと法人会恒例の税金クイズで盛り上がりました。

税ミナール探検隊に親子でご参加いただき、楽しんでいただけたことが何より私たちの喜びです。来年も引き続き計画しておりますので、皆様と楽しい時間を共有できることを心より楽しみにしております。最後になりますが、お忙しい中ご協力いただきました岩国警察署の皆様に、心より感謝申し上げます。

第１４回「税に関する絵はがきコンクール」

女性部会　今井美栄子

女性部会では毎年子供たちの夏休みに岩国市・和木町の小学６年生を対象に毎日の生活の中で税金がどの様に役立っているのかを理解してもらうために税に関する絵はがきコンクールを実施しています。

本年度は 13 校 485 名の応募作品がありました。子供たちはハガキサイズの用紙に租税教室などで学んだ知識をもとに税に関心をもち自分の思いやイメージを表現してくれています。岩国税務署内で優秀作品を選考し市内の各小学校で優秀作品の表彰をしています。

また、女性部会員で全応募作品の貼り付け作業をして令和６年 11 月９日～ 17 日ゆめタウン南岩国店、令和７年１月 14 日～１月 27 日岩国市役所１階ロビー、令和７年確定申告時期に岩国税務署確定申告コーナーにて展示予定です。

News Calender

租税教室 R6. 7/2 藤河小学校 内野講師

租税教室 R6.7/3 河内小学校 品川講師

役員会･シンポジウム実行委員会 R6.7/18

「認定NPO法人とりで」へ寄贈 R6. 10/22

会員親睦会 R6. 11/6

献血手伝い R6. 11/13

ふくしの夕べ手伝い R6. 11/18

令和６年度「税に関する中学生の作文」

国税庁長官賞

税と権利

岩国市立周東中学校　二年　山根　愛

税は自分と他の人々の権利を守るために必要であり、この生活に欠かせない存在になっている。私は税について調べてそう強く感じた。

しかし、私は税について調べるまで税についてあまり興味はなかったし、ただただ高まる税に対して少し不満を感じたりもしていた。そんな私が税に対して興味を持ったきっかけは、十三年前の東日本大震災での税の活躍を知ったことからだった。

その地震によって被害を受けた、宮城県気仙沼市に税金二百六十四億円を使って被災者のために仮設住宅などを作り多くの被災者の支援や復興に役立てたり、生活上での権利を守った。このことから、私たちが日頃から払っていた税がこのように実際に災害時、被災者に安心と笑顔をもたらすことができていることを被災者の声を通じて知り、驚きと嬉しさや、前の私のように自分の払った税が必要とする人々に役立っていることを知らないで税を払うことに対して益々不満を持っていってしまうんではないかと思い、もったいなさも感じた。また、被災後も変わらず生きる権利が守られていることに税の必要性がよくわかった。

他にも「権利」に着目すると、私たちの生活で役立っている税がとても目立って見えてくることがわかる。一つ目の例はごみ収集が無料なのは、きれいな町で暮らす権利があるからだということ。二つ目は点字ブロックが設置されているのは、誰もが自由に外出する権利があるからだということ。三つ目は病院の診察代や自治体の健康診断が無料なのは、誰もが健康に過ごす権利と生存権があるからだということ。そして、権利はあるからだけでなく、みんなが安心して日本で暮らせるように、絶対に無くなってはいけなくて、守らなくてはならないものだからだ。

このように私たちの生活から少し違った見方をするだけで、税の必要性やこれまで当たり前だと思っていた生活の一つ一つにありがたさや驚きを感じ、税は決して無駄ではないことがよくわかる。

この税について調べた貴重な機会を通じて、税の必要性やメリットがたくさんわかった。災害時の被災地の復興と、被災者の変わらぬ権利の保護が、地震国である日本は必須であり、税を日本で暮らす人全員が払うことから、自分が日本の未来を支える一員であるという自覚と、協調性が磨かれると思う。今回税について学んだことを家族などに私の口から、税の必要性を「権利」という視点から伝え、知ってもらいたい。

岩国法人会会長賞

税金の大切さ

岩国市立平田中学校　二年　山本　英太

税金といわれても、今一つピンとこないのが、正直な気持ちだ。買物に行けば、必ず消費税がついてくる。百円の品物なのに、百十円払わなければならない。少ない小遣いの中で、十円でも多く払うことに、疑問を感じるほど、税についての知識がない。

小学六年の時、租税教室があったことを思い出した。税金は日本にとって、大切なこと。税金を払わない人がいること。など、たくさんの説明を聞いたが、覚えているのは、一億円のことだけだ。ドラマで札束が並べられているのを見ると、「すげー！」もちろん、本物を見たことなどない。紙幣が新しくなったので興味はあるが。一億円を手にした時、ペッラペラの一万円札が、何と重いのだろうと思った。一億円の重さである。日本の国全体の税金は、どれほどなのだろうか。

ぼくの両親は、海上自衛隊に勤めている。父は、国から給料をもらっているのだと言った。みんなの税金から給料が出されているのだろうか。会社勤めや自営業とは、仕事の内容が大きく違うことは理解している。緊急出動もあるし、大きな災害に対して救助活動もする。母との仕事は違うが、国全体に関わる仕事。だから国から給料をもらい、税金が使われているのだと思うと、両親を誇りに思う。

一月一日、能登半島を巨大地震が襲った。ぼくはその地震を、兵庫県の伯母の家で知った。どのテレビ局も、傾いた家、ひびの入った道路、燃える家々を映していた。親戚中の誰からも笑顔が消え、大変なことになったと話していた。父の所には、電話がかかり、すぐに行くのだろうかと、不安になった。地震の恐ろしさは、毎日伝えられた。人々の日常が一瞬で壊されること、それを元に戻すには、たくさんの人の力、お金が必要となり、税金が役に立つのだろうと、能登に思いをはせた。日向灘での地震から、忘れかけていた能登半島地震を思い出した。まだ、復興半ばだということを、忘れてはならない。

税金は、日本国民一人一人が、笑顔で生活するために使われるべきお金である。働いている人はもちろんのこと、ぼくたち子どもでも税金は納められる。災害、コロナなどから生活を、人の命を守ることや安全を守ることに使われる税金について、今一度、考えてみたいと思う。租税教室で税金を払わない人がいるという話を思い出した。生活によって税金の納め方は、それぞれだろうが、日本全体に目を向けて、一人一人ができることをする。その積み重ねが、人々の生活に生かされると信じている。中二のぼくが大人になった時、「税金はきちんとおさめているよ。」と自信をもって言えるようにしたい。

岩国法人会報 101号

発行　一般社団法人　岩国法人会
740-0018　岩国市麻里布町3丁目16-22-202
電話　0827-21-4274　FAX 0827-21-2807　E- mail　iwakuni-hojinkai@sky.icn-tv.ne.jp　HP　http://www.sky.icn-tv.ne.jp/~hojinkai